

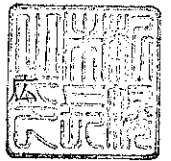
# 入札告示

札幌市告示第326号

札幌駅前通地下歩行空間清掃業務に係る調達を一般競争入札に付するので、下記のとおり札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示する。

平成29年 1月 31日

札幌市長 秋元 克



記

1 契約担当部局 〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目1番1号

札幌市建設局土木部道路維持課事業係

電話 011-211-2632

2 入札に付する事項

(1) 調達する役務の名称

札幌駅前通地下歩行空間清掃業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 履行場所

札幌市中央区北4条西3丁目から大通西3丁目の札幌駅前通地下歩行空間の施設及び地上出入口部のうち仕様書で示す場所

(5) 入札方法

入札は総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3. 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる参加資格を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27・28年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「建物清掃業」、業務ランクが「清掃A」に登録されている者であること。
- (3) 平成27・28年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、所在地区分が「市内」として登録されている者であること。
- (4) 告示日を起点とした過去3年間において、一契約当たり清掃対象面積が1万平方メートル以上の施設において清掃業務の良好な履行実績（6ヶ月以上継続して履行しているものも含む。）を有すること。
- (5) 業務に従事する業務責任者は、本業務に必要な資格（仕様書に定める業務従事者の資格）を有する者で、10年以上の実務経験を有することとし、本業務の専任として配置できること。
- (6) 本業務の仕様書に適合する受託体制を確立できる者であること。
- (7) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (8) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (10) 事業協同組合等における取扱いについて

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち(4)に掲げる要件については、当該組合と組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）に係る契約実績の合計値とすることができる。

### 4 入札説明書等の入手方法

上記1の場所にて交付する。なお、上記1の場所で交付する期間は、本告示の日から入札日の前日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下、「休日」という。）を除く毎日、午前8時45分から

午後5時15分までとする。

## 5 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

### (1) 日時

平成29年2月22日(水) 14時00分

### (2) 場所

札幌市中央区北1条西2丁目1番1号 札幌市役所本庁舎地下1階2号会議室

### (3) 入札書の提出方法

上記(1)、(2)の指定日時及び場所において、直接入札箱へ投函(紙入札方式)とする。(送付及び電送による提出は認めない。)

## 6 入札手続等

### (1) 入札保証金 免除

### (2) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

### (3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すと同時に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

### (4) 契約書作成の要否 要

### (5) 最低制限価格の設定 有

### (6) 落札者の決定方法等

#### ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札候補者として、落札を保留の上、下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

#### イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査(事後審査方式)する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を入札参加資格のない者のした入札と見なし、無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。